

川越市国際交流センター事業協働ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、川越市国際交流センター（以下「センター」という。）が実施する事業について、市と協働して多文化共生や国際交流に関する諸事業（以下「協働事業」という。）に参画する市民登録団体（以下「登録団体」という。）が協働事業を実施するに当たり、遵守すべき必要な事項を定めることにより、日本語教育や生活支援をはじめとする多文化共生施策を推進し、もって外国籍市民を包摂した活力ある共生社会を実現することを目的とする。

(登録の条件)

第2条 登録団体は、川越市内に主たる活動の拠点を有する団体であって、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 前条の目的を達成するための事業を行う団体であること。
- (2) 5名以上の者で構成し、かつ、役員として代表、副代表、会計担当、監査担当及び感染対策担当を定めていること。
- (3) 団体の役員が、他の登録団体の役員を兼ねていないこと。
- (4) 年間を通じて協働事業を継続できること。
- (5) 団体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又はこれに類する組織の構成員その他これらの組織と関係を有すると認められる者でないこと。

(遵守事項)

第3条 登録団体が協働事業を実施するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務長他職員の指示に従うこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑な行為を行わないこと。
- (4) 許可を受けないで物品等の展示をしないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、営利活動等をしないこと。
- (6) 協働事業を実施するに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に利用しないこと。

(7) 登録団体が実施する協働事業の名称（教室名称等を含む）は、あらかじめ国際文化交流課と協議した上で決定すること。

(8) 協働事業の実施にあたっては、最低1名以上の役員がセンターに常駐し、適切かつ円滑な事業運営を行うこと。

(9) その他市長等の指示すること。

（団体の登録等）

第4条 協働事業を実施しようとする団体は、あらかじめ、川越市国際交流センター事業協働者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 規約、会則又はそれに準ずるもの

(2) 会員名簿（様式第2号）

(3) 事業実績報告書（様式第3号）

(4) 事業計画報告書（様式第4号）

(5) 決算書（様式第5号）

(6) 予算書（様式第6号）

2 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 第1項の規定による申請は、国際文化交流課があらかじめ指定する期間に行わなければならない。

4 前項の期間は、広報川越、市ホームページ等で周知するものとする。

5 登録団体が協働事業を実施した場合において、当該協働事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、次項の規定において準用する第1項の規定により登録を更新する場合にあっては、この限りでない。

6 第1項の規定は、登録の更新について準用する。

7 第2項の期間に、登録した内容に変更があった場合は、速やかに変更の申請をしなければならない。

（団体の登録にかかる審査の基準）

第5条 前条の規定による団体の登録は、次に掲げる基準のいずれも満たす場

合に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 第2条に規定する団体であること。
- (2) 第3条各号に掲げる事項を遵守することが見込まれる団体であること。
- (3) 市との円滑な連絡調整がとれる体制を整備したこと。
- (4) 市ホームページ等で協働事業の紹介や団体の連絡先を公開することに同意すること。

(事業協働者登録証の交付等)

第6条 市長は、登録団体として団体を登録したときは、当該登録団体に対し、川越市国際交流センター事業協働者登録証（様式第7号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(事業協働者登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消することができる。

- (1) 登録団体から登録抹消の申請があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録団体の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第3条の規定に違反したとき。

2 前項第1号の申請は、川越市国際交流センター事業協働者登録抹消届（様式第8号）に、登録証を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号の規定により登録を抹消したときは、川越市国際交流センター事業協働者登録抹消通知書（様式第9号）により当該団体に通知するものとする。

(事業の実施時間帯について)

第8条 登録団体が協働事業を実施する時間帯（コマ）は、次の表に掲げる①から⑫までのとおりとする。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	①	休館日	/	④	⑦	⑩	/
午後	②			⑤	⑧	⑪	
夜間	③			⑥	⑨	⑫	

2 時間帯（コマ）の開始及び終了の時間は次の表の左欄に掲げる時間帯の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時間とし、当該時間内における協働事業を実施する時間は同表の右欄に定める時間とする。

時間帯（コマ）	時間	備考
午前	10時から12時まで	左記時間内であれば、活動時間は自由に設定可
午後	13時から17時まで	
夜間	18時から21時まで	

3 一の登録団体が協働事業を実施することができる時間帯（コマ）は、1週当たり3時間帯（コマ）までとする。

4 前項の時間帯（コマ）の配分において複数の登録団体の希望が重複する場合は、次条第1項に規定する選定審査会議において登録団体の事業内容、実績等を勘案した上で選定を行い、当該時間帯（コマ）に協働事業を実施する登録団体を決定するものとする。

5 時間帯（コマ）の見直し又は調整は、毎年度行うものとする。

（選定審査会議）

第9条 前条第4項に規定する場合において協働事業を実施する登録団体を選定するため、文化スポーツ部に川越市国際交流センター事業協働者選定審査会議（以下この条において「選定審査会議」という。）を置く。

2 選定審査会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 文化スポーツ部長

(2) 国際文化交流課長、文化芸術振興課長、スポーツ振興課長及び美術館長

3 選定審査会議に委員長を置き、前項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選定審査会議を代表する。

5 選定審査会議の庶務は、国際文化交流課において処理する。

6 選定審査会議による選定は、川越市国際交流センター事業協働者選定審査基準（令和3年10月13日決裁）により行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、選定審査会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月7日から施行する。